



マイナンバーの記入と提示をお願いします!

マイナンバーの利用開始に伴い、区役所での国民健康保険・介護保険・児童手当などの手続きの際にはマイナンバーの記入と提示をお願いします。手続き時にはマイナンバーの確認と本人確認を行いますので、各種手続きに必要な書類に加え、次に記載の必要なものを持参し、手続きしてください。上記以外の手続きにおいてもマイナンバーの記入・提示をお願いする場合があります。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。各担当にお問い合わせください。



留守等で通知カード※1をお受け取りいただけなかった方には「お知らせハガキ」をお送りし、区役所で通知カードを受け取っていただくこととなります。1月以降に「お知らせハガキ」が届く場合がありますが、通知カードを受け取っていない方でも国民健康保険等の各種手続きはできますので、窓口でご相談ください。

【マイナンバーの確認と本人確認に必要なもの】

マイナンバーの確認
(正しい番号であることの確認)

本人確認
(番号の正しい持ち主であることの確認)

個人番号カード※2(1枚で両方の確認ができます)

または

「通知カード」※1
または「個人番号の記載された住民票の写し」など



「運転免許証」または「パスポート」など
ただし上記をお持ちでない場合は「健康保険の被保険者証」「年金手帳」「児童扶養手当証書」「特別児童扶養手当証書」など2点以上で確認します

※1 通知カードとは、住民票に登録されている住所あてに送付している、マイナンバーと住所・氏名・生年月日・性別が記載されたカードのことです。

※2 個人番号カードとは、通知カードと同封されている「交付申請書」または「ウェブ申請」により手続きしていただいた方に交付する、顔写真付のカードのことです。申請が集中した場合、交付まで半年以上かかることがあります。

問 合 せ

- 国民健康保険・後期高齢者医療
区役所窓口サービス課(保険年金)⑥番窓口
☎6930-9956 ☎6932-0979
- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金
区役所市民協働課(市民協働)⑧番窓口
☎6930-9734 ☎6931-9999
- 介護保険
保健福祉センター保健福祉課(介護保険)⑩番窓口
☎6930-9859 ☎6932-1295

- 母子健康手帳・未熟児童療育給付・感染症など
保健福祉センター保健福祉課(保健)⑭番窓口
☎6930-9882 ☎6932-1295
- 児童・ひとり親福祉関係(児童手当・児童扶養手当等)、
障がい者福祉関係(各種手帳、手当等)など
保健福祉センター保健福祉課(福祉)⑫番窓口
☎6930-9857 ☎6932-1295
- その他通知カードなどに関すること
城東区役所マイナンバーナビダイヤル ☎0570-06-6466

<http://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000334313.html>

市税に関して

市税の手続きは、確認に必要なものが異なるため、詳しくは下記までお問い合わせください。
財政局税務部管理課(サービス担当) ☎6208-8236 ☎6202-6953